

## 生活交通確保維持改善計画について

地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統国庫補助事業)では、地域の実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行が支援されます。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱で、生活交通確保維持改善計画の地域公共交通会議での協議が要件となっておりますので、ご協議いただくものです。

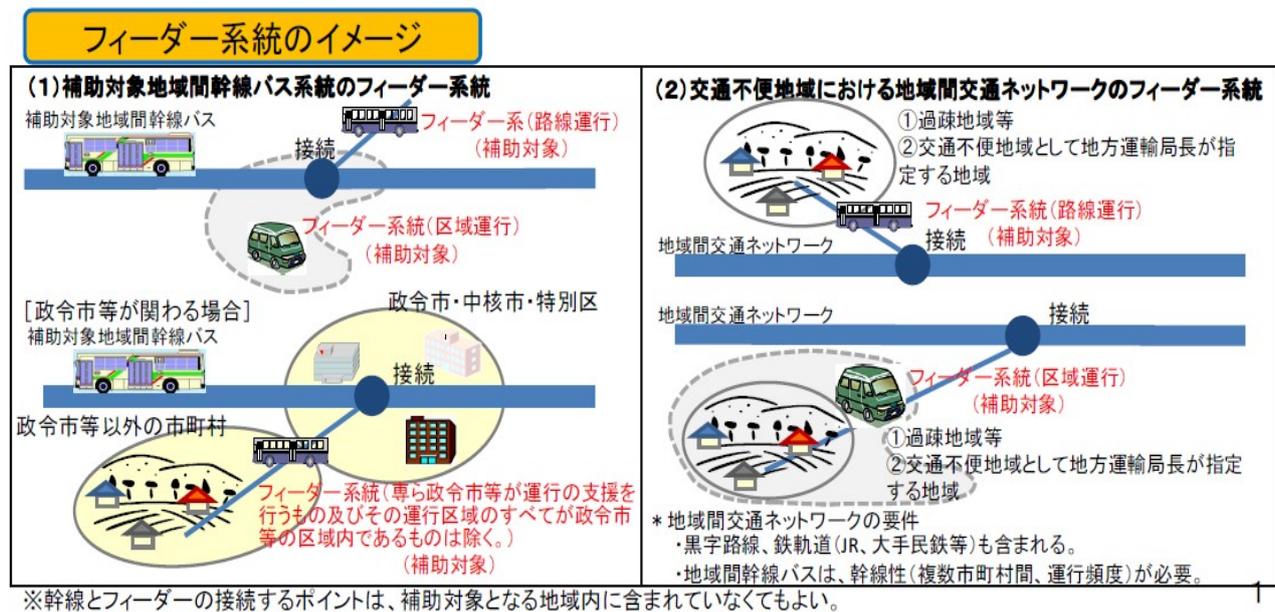
## 1 対象事業

## (1) 地域内フィーダー系統確保維持事業

市内公共交通の軸となる民間路線(基幹路線)と支線となる自主運行バスなどを活用して、公共交通の空白地の移動手段を構築する。

## (2) 主な交付要件

- ア 地域間幹線バス(秋葉中遠線・秋葉線)の系統(補助対象)を補完していること
- イ 交通不便地域(交通空白地)を運行するもの
- ウ 新たに運行、または、従前から公的支援を受けているもの
- エ **地域の協議会による議論を経た計画**



## 2 補助申請対象期間

令和5年度(令和4年10月～令和5年9月)

### 3 対象となる運行系統名

①	袋井駅・中東遠総合医療センター線		秋葉バスサービス(株)
②	予約型乗合(デマンド)タクシー 山梨・中東遠総合医療センター線	停留所型	遠鉄タクシー(株)
③	予約型乗合(デマンド)タクシー 浅羽・中東遠総合医療センター線		
④	予約型乗合(デマンド)タクシー 宇刈地区	ドア・ツー・ドア型	
⑤	予約型乗合(デマンド)タクシー 浅羽南地区		
⑥	予約型乗合(デマンド)タクシー 浅羽西地区		

### 4 二次評価(第三者評価委員会)

本事業は、自己評価に加えて地方運輸局等による二次評価を実施しております。結果については別紙(5ページ)のとおりです。

また、第三者評価委員会による評価も実施しておりますが、昨年度は対象外のため、第三者評価委員会の実施はありません。

○地域公共交通確保維持改善事業「第三者評価委員会」について

地域公共交通確保維持改善事業については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、事業評価(自己評価及び地方運輸局等による二次評価)を行うこととされており、地方運輸局等による二次評価を実施する際には、学識経験者等からなる第三者評価委員会を設置して行うこととされています。

### 5 事業の目標

#### (1) 袋井駅・中東遠総合医療センター線

目標(1日当たりの利用人数 人/日)

路線名	令和2年度 (R1.10~R2.9) 実績A	令和3年度 (R2.10~R3.9) 実績B	令和4年度 (R3.10~R4.9) 目標値C	令和5年度 (R4.10~R5.9) 目標値D
① 袋井駅・中東遠 総合医療センター線	41.1	36.2	47.5	47.5

※ 令和3年度実績は、令和2年度下半期からの新型コロナウイルス感染症の影響により更に減少したが、R3.4月から袋井高校の通学利用が可能となるよう一部路線・時刻を変更したことにより、利用者数の回復が見込まれることから、減少前の利用者数として定めた令和4年度と同水準の目標値とします。

目標値D=C

(2) 予約型乗合（デマンド）タクシー「停留所型」

＜山梨・中東遠総合医療センター線、浅羽・中東遠総合医療センター線＞

目標（1日当たりの利用人数 人/日）

路線名		令和2年度 (R1.10~R2.9) 実績A	令和3年度 (R2.10~R3.9) 実績B	令和4年度 (R3.10~R4.9) 目標値	令和5年度 (R4.10~R5.9) 目標値C
②	山梨・中東遠 総合医療センター線	1.9	1.8	2.5	2.2
③	浅羽・中東遠 総合医療センター線	3.0	2.8	3.2	3.0

※ 令和3年度実績は引き続きの新型コロナウイルスによる影響もあり、利用者数は更に減少しているが、減少前の利用者数として定めた令和4年度と令和3年度実績の平均を目標値とします。

$$\text{目標値D} = (B + C) / 2$$

(3) 予約型乗合（デマンド）タクシー「ドア・ツー・ドア型」

＜宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区＞

目標（一日当たりの利用人数 人/日）

地区名		令和2年度 (R1.10~R2.9) 実績A	令和3年度 (R2.10~R3.9) 実績B	令和4年度 (R3.10~R4.9) 目標値C	令和5年度 (R4.10~R5.9) 目標値D
④	宇刈地区	3.2	2.6	3.4	3.0
⑤	浅羽南地区	3.1	3.0	3.2	3.1
⑥	浅羽西地区		1.6	2.1	1.9

※ 令和3年度実績は、宇刈地区では減少している一方、浅羽南地区は横ばいである。浅羽西地区では、R3.4から運行開始している。

いずれの地区においても改めて周知を行い、目標値としては、減少前の利用者数として定めた令和4年度と令和3年度実績の平均値とします。

$$\text{目標値D} = (B + C) / 2$$

## 6 事業の効果

### (1) 袋井駅・中東遠総合医療センター線

路線の設置により、運転免許を持たない高齢者等の交通弱者の中東遠総合医療センターへの交通確保に寄与します。

また、本市の基幹路線として秋葉バスサービス(株)が運行する秋葉線・秋葉中遠線やJR東海道本線の袋井駅及び愛野駅との結節があることから、本市と中東遠総合医療センター間を結ぶ主要な路線となり、袋井高校生の通学利用も見込まれます。

### (2) 予約型乗合(デマンド)タクシー

#### <山梨・中東遠総合医療センター線、浅羽・中東遠総合医療センター線>

路線の設置により、運転免許を持たない高齢者等の交通弱者の中東遠総合医療センターへの交通確保に寄与します。

また、利用実態を考慮し、運行方法をデマンドタクシーとすることにより、需要に応じた運行の効率化が図られます。

### (3) 予約型乗合(デマンド)タクシー<宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区>

予約型乗合(デマンド)タクシーの導入により、交通結節点(バス停)を結び、地域間線系統への交通手段確保に寄与します。

また、自宅から目的地までを結ぶ運行形態であることから、高齢者等の交通弱者の利用が見込まれます。

自治体・協議会名	袋井市地域公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

## 二次評価結果

### 評価できる取組

「袋井駅・中遠医療センター線」において、事業者や高校と連携し、高校を経由するルートに変更したことにより、高校生等の利用者が増加したことを評価します。

### 期待する取組

- ・引き続き、令和3年に策定された地域公共交通計画に基づき、行政と交通事業者の適切な役割分担のもと、効果的で持続可能な公共交通サービスが維持・改善されていくことを期待します。
- ・デマンドタクシー運行においては、対象地区を追加されましたが、より多くの利用者に利用していただけるよう周知していただき、目標利用者数を達成されることを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、現状や問題意識を県・関係市町村・関係事業者と共有すると共に、当該系統の必要性に応じ、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。



生活交通確保維持改善計画  
【地域内フィーダー系統確保維持事業】

令和4年6月 日

(名称) 袋井市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 永田 進

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）

平成25年5月、掛川市に立地する中東遠総合医療センターの開院に伴い、運転免許を持たない高齢者等の交通弱者が中東遠総合医療センターへ通院できるよう、地域内フィーダー系統として整備しました。

地域内フィーダー系統は、袋井市（袋井駅、バス停等）から中東遠総合医療センターへ向かう路線であり、交通弱者の移動手段を確保するため、路線維持に努めていきます。

令和3年4月からは一部経路を変更し、高校生の利用促進と運行効率化を図っています。

(2) 予約型乗合（デマンド）タクシー（山梨・中東遠総合医療センター線）  
（浅羽・中東遠総合医療センター線）

平成25年5月、掛川市に立地する中東遠総合医療センターの開院に伴い、運転免許を持たない高齢者等の交通弱者が中東遠総合医療センターへ通院できるよう、地域内フィーダー系統として自主運行バスを運行してきました。

平成31年4月からは、これまでの利用状況を踏まえ、停留所を乗降場所とする予約型乗合（デマンド）タクシーとして運行することとしました。

地域内フィーダー系統は、袋井市（袋井駅、バス停等）から中東遠総合医療センターへ向かう路線であり、交通弱者の移動手段を確保するため、路線維持に努めていきます。

(3) 予約型乗合（デマンド）タクシー（宇刈地区、浅羽南地区、浅羽西地区）

袋井市の宇刈地区、浅羽南地区において、平成28年10月から平成29年9月までの試行運行を経て、地域や利用者の意見を反映して、平成29年10月から本運行を開始しました。

また、令和3年4月からは、自主運行バスの運行経路見直しに伴い、浅羽西地区の一部においても運行を開始しました。

デマンドタクシーは、車両が利用者の自宅まで迎えに来てくれることが最大の特徴であり、高齢者や身体障害者などの交通弱者の利用があることから、今後も引き続き、交通結節点（バス停）への移動手段確保に努めていきます。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 自主運行バス（袋井駅・中東遠総合医療センター線）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を47.5人とします。(R4目標値47.5人/日)

#### イ 事業の効果

この路線の設置により、市中央部の運転免許を持たない高齢者等、交通弱者の中東遠総合医療センターへの交通手段確保に寄与します。

### (2) 予約型乗合（デマンド）タクシー（山梨・中東遠総合医療センター線）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を2.2人とします。(R4目標値2.5人/日)

#### イ 事業の効果

この路線の設置により、市北部の運転免許を持たない高齢者等の交通弱者の中東遠総合医療センターへの交通手段確保に寄与します。

### (3) 予約型乗合（デマンド）タクシー（浅羽・中東遠総合医療センター線）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を3.0人とします。(R4目標値3.2人/日)

#### イ 事業の効果

この路線の設置により、市南部の運転免許を持たない高齢者等、交通弱者の中東遠総合医療センターへの交通手段確保に寄与します。

### (4) 予約型乗合（デマンド）タクシー（宇刈地区）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を3.0人とします。(R4目標値3.4人/日)

#### イ 事業の効果

このタクシーの設置により、交通結節点（バス停）を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。

### (5) 予約型乗合（デマンド）タクシー（浅羽南地区）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を3.1人とします。(R4目標値3.2人/日)

#### イ 事業の効果

このタクシーの設置により、交通結節点（バス停）を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。

### (6) 予約型乗合（デマンド）タクシー（浅羽西地区）

#### ア 目標

1日あたりの利用者数を1.9人とします。(R4目標値2.1人/日)

#### イ 事業の効果

このタクシーの設置により、交通結節点（バス停）を結び、地域間幹線系統への交通手段確保に寄与します。

### 3. 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 自主運行バス及びデマンドタクシーの時刻表（路線図）を市ホームページに掲載するとともに各施設に配架し周知します。（袋井市）
- ・ 自主運行バス及びデマンドタクシーの利用状況や利用方法等の情報を市内各地区で説明します。（袋井市）
- ・ 学生の通学や他の公共交通機関との接続、利用者の声を考慮し、ダイヤの改正や路線の変更等を検討します。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添 表1及び時刻表等により記載しています。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市から運行事業者への委託料は運行経費から国庫補助額を控除した額を負担します。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 秋葉バスサービス株式会社
- ・ 遠鉄タクシー株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当しないため記載ありません。

### 8. 別表1の補助事業の基準ニただし書きに基づき、協議会が平日1回当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要【地域間幹線システムのみ】

地域内フィーダーシステム確保維持計画のため記載はありません。

### 9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線システムのみ】

該当しないため記載ありません。

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特殊事項

【地域間幹線系統のみ】

該当しないため記載ありません。

11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添 表5により記載しています。

12. 車両の取得に係る目的・必要性

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者・要する費用の総額、負担者及びその負担額

15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両の取得を行わないため記載ありません。

16. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和2年6月の協議会（書面決議）において、地域内フィーダー系統確保維持計画内容を承認しました。
- 令和2年8月6日の協議会において、利便性向上や運行の効率化のため、自主運行バスの運行見直しによる新たな運行とともに、浅羽西地区への導入について協議し、承認しました。
- 「袋井駅・中東遠総合医療センター線」について、令和元年11月15日、令和2年12月14日、令和3年2月17日開催の協議会において、運行経路や運行時刻の見直しにより、沿線高校の生徒の利用に繋げるための協議を行い承認しました。
- 令和3年2月17日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画（変更）の内容を承認しました。
- 令和3年6月4日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画の内容を承認しました。
- 令和4年6月2日の協議会において、地域内フィーダー系統確保維持計画の内容を承認しました。（予定）

## 17. 利用者等の意見の反映

- 平成31年4月から、利用者の実態に合わせ、山梨・中東遠総合医療センター線及び浅羽・中東遠総合医療センター線の運行を定時定路線での運行から予約型乗合（デマンド）タクシーでの運行に変更しました。
- 令和2年5月から、利用者の乗り間違い防止のため、袋井駅・中東遠総合医療センター線の袋井駅の乗り場を秋葉線・秋葉中遠線と分けしました。
- 令和3年3月に袋井市地域公共交通計画を策定し、課題抽出を行うとともに方針の明確化を図りました。

また、令和3年4月から、袋井駅・中東遠総合医療センター線の運行経路を変更し、高校生の利用促進と運行の効率化を図るとともに、予約型乗合（デマンド）タクシーの山梨・中東遠総合医療センター線及び浅羽・中東遠総合医療センター線の停留所を一部変更しました。

## 18. 協議会メンバーの構成委員

選出区分	構成委員
一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者	・ 秋葉バスサービス(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者	・ 静岡県タクシー協会西部会竜東支部
社団法人静岡県バス協会の役員又はその指名する者	・ (一社)静岡県バス協会
市民又は利用者の代表者	・ 自治会連合会長 ・ シニアクラブ袋井市代表 ・ 一般利用者代表
中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者	・ 中部運輸局静岡運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	・ ジャストライン労働組合
道路管理者	・ 袋井土木事務所 ・ 袋井市都市建設部
都道府県警察	・ 静岡県袋井警察署
教育関係者	・ 袋井高等学校 ・ 袋井商業高等学校
関係都道府県	・ 静岡県
学識経験者	・ 名古屋大学環境学研究科教授
袋井市議会	・ 袋井市議会議員
袋井市	・ 袋井市教育委員会

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住所) 袋井市新屋一丁目1番地の1

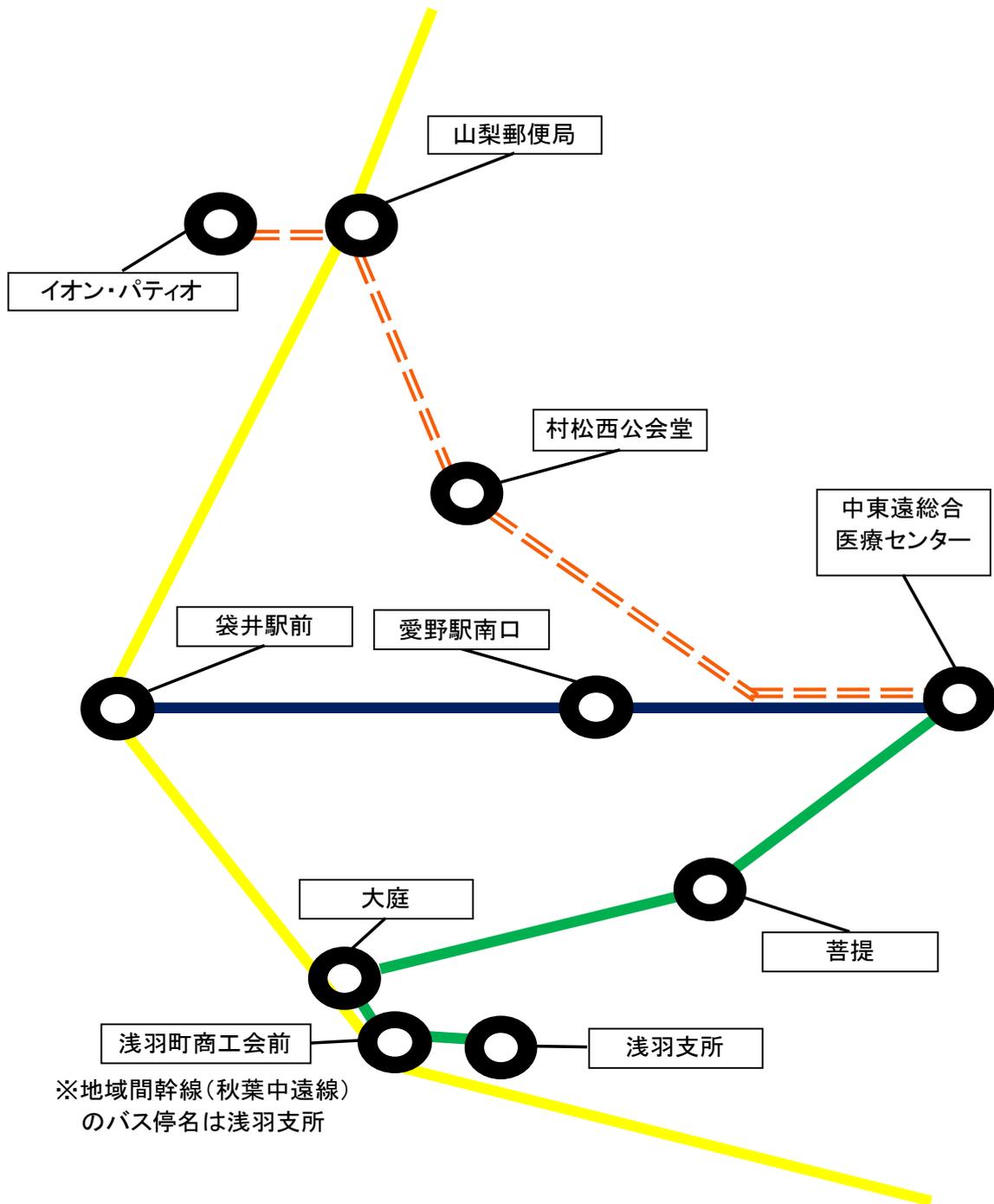
(所属) 袋井市総務部協働まちづくり課交通政策係

(氏名)

(電話) 0538-44-3125

(E-mail) [shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp)

# 中東遠総合医療センター線 運行系統図

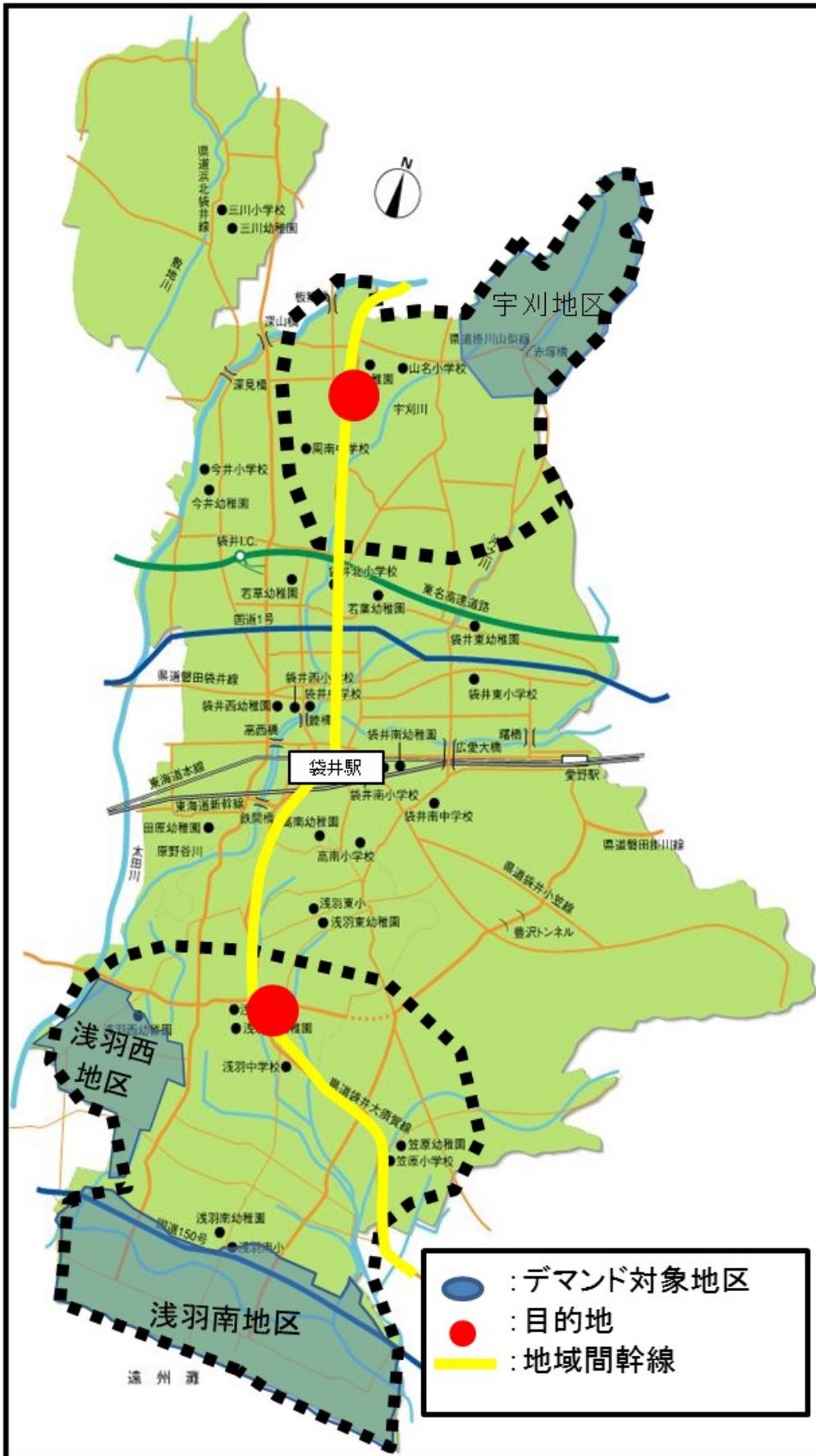


※地域間幹線(秋葉中遠線)のバス停名は浅羽支所

系統	起点	経由地	終点	表示色
山梨・中東遠総合医療センター線	イオン・パティオ	村松西公会堂	中東遠総合医療センター	— — —
浅羽・中東遠総合医療センター線	浅羽支所	菩提	中東遠総合医療センター	— — —
袋井駅・中東遠総合医療センター線	袋井駅前	愛野駅南口	中東遠総合医療センター	— — —
【参考】地域間幹線系統(秋葉線・秋葉中遠線)				— — —

※全系統土日祝日・年末年始運休

# デマンドタクシー 導入図



## 中東遠総合医療センター線 時刻表

### 袋井駅・中東遠総合医療センター線 往路

	袋井駅前 (北口)	方丈南	方丈東	下貫名	袋井高校入口	愛野駅南口	中東遠総合 医療センター
1便	7:15	7:18	7:19	7:20	7:22	7:28	7:40
2便	8:00	8:03	8:04	8:05	8:07	8:13	8:25
3便	8:30	8:33	8:34	8:35	8:37	8:43	8:55
4便	9:15	9:18	9:19	9:20	9:22	9:28	9:40
5便	10:00	10:03	10:04	10:05	10:07	10:13	10:25
6便	10:45	10:48	10:49	10:50	10:52	10:58	11:10
7便	11:30	11:33	11:34	11:35	11:37	11:43	11:55
8便	12:15	12:18	12:19	12:20	12:22	12:28	12:40
9便	13:30	13:33	13:34	13:35	13:37	13:43	13:55
10便	14:45	14:48	14:49	14:50	14:52	14:58	15:10
11便	16:00	16:03	16:04	16:05	16:07	16:13	16:25
12便	16:30	16:33	16:34	16:35	16:37	16:43	16:55

↑ 地域間幹線系統との接続

### 復路

	中東遠総合 医療センター	愛野駅南口	袋井高校入口	下貫名	方丈東	方丈南	袋井駅前 (北口)
1便	7:45	7:56	8:00	8:01	8:02	8:03	8:10
2便	8:30	8:41	8:45	8:46	8:47	8:48	8:55
3便	9:00	9:11	9:15	9:16	9:17	9:18	9:25
4便	9:45	9:56	10:00	10:01	10:02	10:03	10:10
5便	10:30	10:41	10:45	10:46	10:47	10:48	10:55
6便	11:15	11:26	11:30	11:31	11:32	11:33	11:40
7便	12:00	12:11	12:15	12:16	12:17	12:18	12:25
8便	13:00	13:11	13:15	13:16	13:17	13:18	13:25
9便	14:00	14:11	14:15	14:16	14:17	14:18	14:25
10便	15:30	15:41	15:45	15:46	15:47	15:48	15:55
11便	16:30	16:41	16:45	16:46	16:47	16:48	16:55
12便	17:00	17:11	17:15	17:16	17:17	17:18	17:25

地域間幹線系統との接続 ↑

予約型乗合（デマンド）タクシー 山梨・中東遠総合医療センター線

往路

	イオン・パティオ	山梨郵便局前	春岡上	宇刈一色	村松西公会堂	菅ヶ谷	袋井東 コミュニティセンター	上貫名	中東遠総合 医療センター
1便	7:25	7:27	7:29	7:35	7:38	7:43	7:46	7:47	8:00
2便	10:45	10:47	10:49	10:55	10:58	11:03	11:06	11:07	11:20
3便	14:15	14:17	14:19	14:25	14:28	14:33	14:36	14:37	14:50

↑ 地域間幹線系統との接続

復路

	中東遠総合 医療センター	上貫名	袋井東 コミュニティセンター	菅ヶ谷	村松西公会堂	宇刈一色	春岡上	山梨郵便局前	イオン・パティオ
1便	9:20	9:33	9:34	9:37	9:42	9:45	9:51	9:53	9:55
2便	12:30	12:43	12:44	12:47	12:52	12:55	13:01	13:03	13:05
3便	15:00	15:13	15:14	15:17	15:22	15:25	15:31	15:33	15:35

地域間幹線系統との接続 ↑

予約型乗合（デマンド）タクシー 浅羽・中東遠総合医療センター線

往路

	浅羽支所	浅羽町商工会前	大庭	菩提	法多	中東遠総合 医療センター
1便	7:35	7:37	7:39	7:46	7:48	8:00
2便	10:30	10:32	10:34	10:41	10:43	10:55
3便	13:20	13:22	13:24	13:31	13:33	13:45
4便	14:35	14:37	14:39	14:46	14:48	15:00

↑ ↑ 地域間幹線系統との接続

復路

	中東遠総合 医療センター	法多	菩提	大庭	浅羽町商工会前	浅羽支所
1便	9:20	9:32	9:34	9:41	9:43	9:45
2便	11:05	11:17	11:19	11:26	11:28	11:30
3便	13:55	14:07	14:09	14:16	14:18	14:20
4便	15:10	15:22	15:24	15:31	15:33	15:35
5便	16:10	16:22	16:24	16:31	16:33	16:35

地域間幹線系統との接続 ↑ ↑

## 予約型乗合（デマンド）タクシー 時刻表

### 予約型乗合（デマンド）タクシー 宇刈地区

1便	2便	3便	4便	5便
7:10	8:10	9:30	10:20	11:15
6便	7便	8便	9便	10便
12:15	13:15	14:00	15:45	16:40

### 予約型乗合（デマンド）タクシー 浅羽南地区

1便	2便	3便	4便	5便
7:00	8:00	9:00	10:00	11:45
6便	7便	8便	9便	10便
12:45	13:30	14:30	15:45	17:15

### 予約型乗合（デマンド）タクシー 浅羽西地区

1便	2便	3便	4便	5便
6:45	8:10	9:10	10:00	11:00
6便	7便	8便	9便	10便
12:15	13:00	14:30	15:30	17:00

運行日は、土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日

# 中東遠総合医療センター線と地域間幹線路線との接続

## 袋井駅・中東遠総合医療センター線

袋井駅・中東遠総合医療センター		秋葉線・秋葉中遠線（地域間幹線）		備考
停留所名	袋井駅	袋井駅前		
1 便往路	7:15	←	7:09	
		←	7:07	
1 便復路	8:10	→	8:35	
		→	8:35	
2 便往路	8:00	←	7:39	
		←	7:47	
2 便復路	8:55	→	9:15	
		→	9:03	
3 便往路	8:30	←	8:19	
		←	8:19	
3 便復路	9:25	→	9:40	
		→	9:53	
4 便往路	9:15	←	9:02	
		←	9:07	
4 便復路	10:10	→	10:33	
		→	10:23	
5 便往路	10:00	←	9:52	
		←	9:47	
5 便復路	10:55	→	11:03	
		→	11:13	
6 便往路	10:45	←	10:24	
		←	10:17	
6 便復路	11:40	→	12:03	
		→	12:03	
7 便往路	11:30	←	11:14	
		←	11:17	
7 便復路	12:25	→	12:33	
		→	12:43	
8 便往路	12:15	←	12:07	
		←	11:47	
8 便復路	13:25	→	13:33	
		→	13:43	
9 便往路	13:30	←	13:04	
		←	12:47	
9 便復路	14:25	→	14:33	
		→	14:43	
10便往路	14:45	←	14:34	
		←	14:17	
10便復路	15:55	→	16:03	
		→	16:05	
11便往路	16:00	←	15:52	
		←	15:47	
11便復路	16:55	→	17:00	
		→	17:15	
12便往路	16:30	←	16:16	
		←	16:17	
12便復路	17:25	→	17:40	
		→	17:45	

山梨・中東遠総合医療センター線

山梨・中東遠総合医療センター		秋葉線・秋葉中遠線（地域間幹線）		備考
停留所名	山梨郵便局前	山梨郵便局		
1 便往路	7:27	←	7:24	
		→	7:42	
		←	7:18	
		→	7:58	
1 便復路	9:53	←	9:41	
		→	10:11	
		←	9:31	
		→	10:03	
2 便往路	10:47	←	10:11	
		→	11:11	
		←	10:03	
		→	10:53	
2 便復路	13:03	←	13:01	
		→	13:31	
		←	12:43	
		→	13:13	
3 便往路	14:17	←	14:01	
		→	14:21	
		←	14:13	
		→	14:31	
3 便復路	15:33	←	15:21	
		→	15:48	
		←	14:58	
		→	15:55	

浅羽・中東遠総合医療センター線

浅羽・中東遠総合医療センター線		秋葉線・秋葉中遠線 （地域間幹線）		浅羽・中東遠総合医療センター線 （地域間幹線）		備考	
停留所名	商工会前	浅羽支所	大庭	大庭			
1 便往路	7:37	←	7:32	7:39	←	7:31	
		→	8:00		→	7:59	
		←	7:34		←	7:33	
		→	8:06		→	8:05	
1 便復路	9:43	←	9:25	9:41	←	9:24	
		→	9:50		→	9:49	
		←	9:34		←	9:33	
		→	10:04		→	10:03	
2 便往路	10:32	←	10:13	10:34	←	10:12	
		→	10:43		→	10:42	
		←	10:04		←	10:03	
		→	10:34		→	10:33	
2 便復路	11:28	←	11:13	11:26	←	11:12	
		→	11:43		→	11:42	
		←	11:04		←	11:03	
		→	11:34		→	11:33	
3 便往路	13:22	←	13:13	13:24	←	13:12	
		→	13:43		→	13:42	
		←	12:34		←	12:33	
		→	13:24		→	13:23	
3 便復路	14:18	←	14:13	14:16	←	14:12	
		→	14:43		→	14:42	
		←	14:04		←	14:03	
		→	14:34		→	14:33	
4 便往路	14:37	←	14:13	14:39	←	14:12	
		→	14:43		→	14:42	
		←	14:34		←	14:33	
		→	15:04		→	15:03	
4 便復路	15:33	←	15:13	15:31	←	15:12	
		→	15:43		→	15:42	
		←	15:04		←	15:03	
		→	15:34		→	15:33	
5 便復路	16:33	←	16:13	16:24	←	16:12	
		→	16:43		→	16:42	
		←	16:04		←	16:03	
		→	16:34		→	16:33	

# 予約型乗合（デマンド）タクシーと地域間幹線路線との接続

## 宇刈地区

宇刈地区		秋葉線・秋葉中遠線（地域間幹線）		備考
便数		山梨郵便局前		
1便	7:10	←	7:10	
		→	7:24	
		←	7:03	
		→	7:18	
2便	8:10	←	8:05	
		→	8:21	
		←	7:58	
		→	8:13	
3便	9:30	←	9:21	
		→	9:41	
		←	9:08	
		→	9:31	
4便	10:20	←	10:11	
		→	11:11	
		←	10:03	
		→	10:53	
5便	11:15	←	11:11	
		→	11:31	
		←	10:53	
		→	11:23	
6便	12:15	←	11:48	
		→	13:01	
		←	11:23	
		→	12:21	
7便	13:15	←	13:01	
		→	13:31	
		←	13:13	
		→	14:13	
8便	14:00	←	13:31	
		→	14:01	
		←	13:13	
		→	14:13	
9便	15:45	←	15:21	
		→	15:48	
		←	14:58	
		→	15:55	
10便	16:40	←	16:03	
		→	16:48	
		←	16:26	
		→	16:51	

浅羽南地区

浅羽南地区		秋葉線・秋葉中遠線（地域間幹線）		備考
便数		浅羽支所		
1便	7:00	←	6:54	
		→	7:16	
		←	6:54	
		→	7:04	
2便	8:00	←	7:32	
		→	8:45	
		←	7:34	
		→	8:06	
3便	9:00	←	8:45	
		→	9:25	
		←	8:54	
		→	9:34	
4便	10:00	←	9:50	
		→	10:13	
		←	9:34	
		→	10:04	
5便	11:45	←	11:43	
		→	12:13	
		←	11:34	
		→	12:04	
6便	12:45	←	12:43	
		→	13:13	
		←	12:34	
		→	13:24	
7便	13:30	←	13:13	
		→	13:43	
		←	13:24	
		→	14:04	
8便	14:30	←	14:13	
		→	14:43	
		←	14:04	
		→	14:34	
9便	15:45	←	15:43	
		→	16:13	
		←	15:34	
		→	16:04	
10便	17:15	←	17:10	
		→	17:30	
		←	16:59	
		→	17:19	

浅羽西地区

浅羽西地区		秋葉線・秋葉中遠線（地域間幹線）		備考
便数		浅羽支所		
1便	6:45	←	-	
		→	6:54	
		←	6:42	
		→	6:54	
2便	8:10	←	8:00	
		→	8:45	
		←	8:06	
		→	8:24	
3便	9:10	←	9:00	
		→	9:25	
		←	8:54	
		→	9:34	
4便	10:00	←	9:50	
		→	10:13	
		←	9:34	
		→	10:04	
5便	11:00	←	10:43	
		→	11:13	
		←	10:34	
		→	12:04	
6便	12:15	←	12:13	
		→	12:43	
		←	12:04	
		→	12:34	
7便	13:00	←	12:43	
		→	13:13	
		←	12:34	
		→	13:24	
8便	14:30	←	14:13	
		→	14:43	
		←	14:04	
		→	14:34	
9便	15:30	←	15:13	
		→	15:43	
		←	15:04	
		→	15:34	
10便	17:00	←	16:43	
		→	17:10	
		←	16:59	
		→	17:19	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
袋井市	秋葉バスサービス株式会社	(1) 袋井駅・中東遠総合医療センター線(申請番号1)	袋井駅前	愛野駅前	中東遠総合医療センター	往 9.7km 復 9.7km	244日	2,928回		①	袋井駅停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」、「秋葉線」と接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(2) 山梨・中東遠総合医療センター線(申請番号2)	イオン・ハライオ	村松西	中東遠総合医療センター	往 復 復	244日	366回		①	山梨郵便局停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」、「秋葉線」と接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(3) 浅羽・中東遠総合医療センター線(申請番号3)	浅羽支所	菩提	中東遠総合医療センター	往 復 復	244日	569回		①	浅羽町商工会前停留所、大庭停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」と接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(4) 宇刈地区デマンドタクシー(申請番号4)	宇刈地区	宇刈地区	宇刈地区	往 復 復	244日	528回		①	山梨郵便局停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」、「秋葉線」と接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(5) 浅羽南地区デマンドタクシー(申請番号5)	浅羽地区	浅羽地区	浅羽地区	往 復 復	244日	610回		①	浅羽支所停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」と接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(6) 浅羽西地区デマンドタクシー(申請番号6)	浅羽地区	浅羽地区	浅羽地区	往 復 復	244日	325回		①	浅羽支所停留所で地域間幹線系統「秋葉中遠線」と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	袋井市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	68,898
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
袋井市地域公共交通計画	令和3年3月	令和3年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

